

**医学薬学教育部博士課程 生命・臨床医学専攻，東西統合医学専攻
学位論文評価基準**

(審査体制)

1. 予備論文審査委員の構成

- ① 4人又は5人により構成する。ただし，指導教員又は紹介教員を加えない。
内訳は次のとおり。

- | | | |
|---|--|---|
| { | <ul style="list-style-type: none">・ 指導教員又は紹介教員が推薦する2人・ 医学教務委員会が推薦する2人又は3人 | } |
|---|--|---|

- ② 教育部長が必要があると認めたときは，次の教員等を加えることができる。

- ・ 他の大学の大学院又は研究所等の教員等
- ・ 提出論文の内容に応じた関連分野担当の准教授（2人以内に限る。）

- ③ 予備審査委員長は，医学教務委員会において推薦する。

2. 論文審査委員の構成

- ① 原則として予備論文審査委員から3人又は4人を選出する。ただし，指導教員又は紹介教員を加えない。

- ② 教育部長が必要があると認めたときは，他の大学の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

3. 予備審査委員及び論文審査委員として選出しない場合

- ① 学位論文の基礎となる論文の共著者である場合。

- ② 教育部長が学位申請者と利益相反がある者又は利益相反があるように見える者と認める場合。

(審査方法)

1. 博士の学位論文の審査を申請する。

2. 学位論文受理後，公開による論文の発表の場において，予備論文審査委員による論文内容の審査（以下「予備審査」という。）を行う。

3. 予備審査終了後，論文審査委員による学位論文審査及び学位論文に関連する事項について試験を行う。

4. 論文博士の場合は上記に加え，論文審査委員による学位論文に関連する分野の専門科目について学力の確認を行う。

(評価項目)

1. 研究内容が，医学に関する新規性，学術的重要性，臨床的発展性をもつものであること。

2. 公開予備審査における発表内容が，学位申請者の研究の企画力および推進能力，研究成果の論理的説明能力，当該および関連分野の高度で幅広い専門的知識，倫理性を示すものであること。

(評価基準)

上記の評価項目すべてについて博士学位論文として水準に達しており，かつ，学位論文審査及び試験の合格（論文博士の場合は加えて学力の確認結果が可以上であること）をもって博士の学位論文として合格とする。